

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）新旧対照表（附則第四項関係）

（新）

目次

前文

第一章から第四章まで 略

第五章 略

第一節 略

第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出（第二十一条―第二十条）

第三節及び第四節 略

第六章 略

附則

第一章から第四章まで 略

第五章 廃棄物の適正処理

第一節 略

第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

第二十一条 略

第二十二条 略

（旧）

目次

前文

第一章から第四章まで 略

第五章 略

第一節 略

第二節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務（第二十一条―第二十条）

第三節及び第四節 略

第六章 略

附則

第一章から第四章まで 略

第五章 廃棄物の適正処理

第一節 略

第二節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務

第二十一条 略

第二十二条の二 略

（産業廃棄物を処理する施設の設置等に係る計画内容の周知）

第二十二条 法第十五条第一項又は法第十五条の二の四第一項の規定により許可を受けようとする者及び第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者（以下「産業廃棄物処理施設設置者等」という。）は、当該許可又は届出に係る産業廃棄物を処理する施設の設置等に伴う生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「関係地域」という。）に住所を有する者（以下「関係住民」という。）に対し、説明会の開催等により、当該産業廃棄物を処理する施設の設置等に係る計画内容の周知を図らなければならない。

2| 産業廃棄物処理施設設置者等は、関係地域を管轄する市町村長（以下「関

第二十三条及び第二十四条 削除

第三節 略

第四節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

第二十八条 略

(準用)

第二十八条の二 第二十二條の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）」とあるのは「前条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

係市町村長」という。）から関係住民に対する説明会の開催を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

(環境保全協定等の締結)

第二十三条 産業廃棄物処理施設設置者等は、関係市町村長から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(勧告)

第二十四条 知事は、産業廃棄物処理施設設置者等が前二条に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設設置者等に対し、当該義務を履行すべきことを勧告することができる。

第三節 略

第四節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

第二十八条 略

(準用)

第二十八条の二 第二十一条の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十一条の二中「前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）」とあるのは「前条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設設置者等、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

第三十条 略

(罰則)

第三十一条 略

一 略

二 第二十一条の二(第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

三 略

第三十二条及び第三十三条 略

附則 略

第三十条 略

(罰則)

第三十一条 略

一 略

二 第二十一条の二(第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

三 略

第三十二条及び第三十三条 略

附則 略

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）新旧対照表（附則第五項関係）

（新）

第一条から第三条まで 略

附則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
六十五 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務	1 から14まで 略 15 から20 まで 略	略

別表第二 略

（旧）

第一条から第三条まで 略

附則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
六十五 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務	1 から14まで 略 15 条例第二十四条の規定により産業廃棄物処理施設設置者等に対する勧告をすること。 16 から21 まで 略	略

別表第二 略